

広島県立視覚障害者情報センター 指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和7年7月
広 島 県

目 次

<広島県立視覚障害者情報センター指定管理者募集要項>

1	施設の概要	1
2	申請資格	1
3	公募に関するスケジュール等	2
4	申請の際に提出する書類の内容	4
5	審査基準等	5
6	業務の範囲	6
7	県が支払う委託料の額（管理費用基準額）に関する事項	6
8	指定期間	6
9	協定に関する事項	6
10	その他	7
11	添付資料	8
12	様式等	8

<資 料>

資料 1	広島県立視覚障害者情報センター管理運営業務仕様書	9
資料 2	施設の位置図・館内図	12
資料 3	備品一覧表	14
資料 4	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	16
資料 5	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則	19
資料 6	広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例	22
資料 7	広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則	25

<様 式>

様式 1	指定管理者指定申請書	27
様式 2	広島県立視覚障害者情報センター指定管理者事業計画書	28
様式 3	申立書	33
様式 4	誓約書	34
様式 5	現地説明会参加申込書	35
様式 6	広島県立視覚障害者情報センター指定管理者公募に関する質問票	36
様式 7	共同企業体協定書（例）	37
様式 8	共同企業体構成員届出書	39
様式 9	委任状	40
様式10	指定管理者指定申請辞退書	41

広島県立視覚障害者情報センター指定管理者募集要項

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者（管理運営を実施する団体）を次のとおり募集します。

【募集の目的】

公の施設の管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法改正（同年 9 月施行）により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に、「指定管理者制度」が創設されたところです。

指定管理者制度は、管理委託制度とは異なり、指定管理者に基本的な施設管理権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

広島県では、公の施設である、広島県立視覚障害者情報センターについて、平成 17 年度からこの指定管理者制度を導入しています。

今回の募集においても、広島県立視覚障害者情報センターの管理運営の上で、利用者サービスの質の向上と施設の有効利用並びに経費の節減を図る提案を募集することとしました。

なお、指定管理者制度については、この要項に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (3) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年広島県条例第 28 号）
- (4) 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 16 年広島県規則第 47 号）
- (5) 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例（昭和 39 年広島県条例第 44 号）
- (6) 広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則（昭和 37 年広島県規則第 41 号）
- (7) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (8) 広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号）

1 施設の概要

施 設 の 名 称	広島県立視覚障害者情報センター
施 設 の 所 在 地	広島市東区戸坂千足二丁目 1－5
施設の設置目的	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供することを目的としています。
建 物 の 規 模 等	構 造：鉄筋コンクリート造り（地上 2 階） 敷地面積：1,800. ⁰² m ² 延床面積：1,058. ⁵⁰ m ² （建築面積 787. ⁷⁸ m ² ）
施 設 内 容 等	施設・運営内容：資料 1「広島県立視覚障害者情報センター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。 施設の位置図・館内図：資料 2 のとおり。 設 備 ・ 備 品：資料 3「備品一覧表」のとおり。

2 申請資格

広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者の応募を行う者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）。

- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 物品の調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において指名除外措置を受けている者
 - オ 当該法人等の責めに帰す事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けてから5年を経過しない者
 - カ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 広島県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 視覚障害者に係る事業実績があり、視覚障害及び視覚障害者を正しく理解し、適切なサービスが提供できること。
- (5) 司書資格等、図書館業務を担える人的能力を有する者であること。
- (6) 施設の管理に当たっては、防火管理者の資格を有する者を配置すること。
- (7) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次の要件を全て満たすこと。
- ア グループの代表法人等を定めること。
 - イ グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。
※ 事業協同組合における構成員とは、担当組合員（以下同じ。）
 - ウ グループにおける構成員は、同時に複数のグループの構成員になることができない。
 - エ 県と指定管理者の協定締結に当たっては、グループの構成員全てを協定当事者とする。選定後の協議は代表法人等を中心に行うが、協定に関する責任はグループの構成員全てが負うこととなる。

3 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和7年7月18日（金）から令和7年9月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）までの間、随時配布します。
- イ 配布場所 広島県 健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館5階
電話 082-513-3161 ファクシミリ 082-223-3611
電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

※郵送を希望する場合は、配布場所宛に320円分の切手及びA4判が入る返信用

封筒を同封の上、請求してください。

※広島県ホームページにも掲載しています。

(2) 現地説明会

ア 日 時 令和7年8月9日（土）午後1時から

イ 場 所 広島県立視覚障害者情報センター（広島市東区戸坂千足二丁目1－5）

ウ 内 容 募集要項等の説明及び施設見学

エ 参加人数 各団体2名までとします。

オ 参加申込 現地説明会参加申込書（様式5）に団体名及び参加希望者名等を記入し、ファクシミリ又は電子メール（いずれも（1）イに記載）で令和7年8月1日（金）までに、障害者支援課 計画・県立施設グループに申込みを行ってください。なお、ファクシミリ又は電子メール送信後、同グループに電話連絡をしてください。

(3) 公募に関する質問

ア 受付期間 令和7年7月18日（金）から令和7年8月18日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）までの間、随時受け付けます。

イ 受付方法 広島県立視覚障害者情報センター指定管理者公募に関する質問票（様式6）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、期間内に問合せ先まで送付してください。

ウ 回答方法 ファクシミリ又は電子メールにより回答するとともに、広島県のホームページに随時掲載します。

エ 問合せ先 （1）イに同じ。

(4) 提出書類の受付に関する事項

ア 受付期間 令和7年8月27日（水）から令和7年9月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（正午から午後1時の間を除く。）までの間、随時受け付けます。

イ 提出先 （1）イに同じ。

ウ 提出方法等

郵送又は持参によることとし、申請書類は、正本・副本各1部提出してください。（郵送の場合は書留郵便により、令和7年9月17日（水）の消印まで有効とします。）なお、申請書類提出後は、提出書類の記載内容の変更（軽微な変更を除く。）はできません。また、申請書類は返却しません。

(5) 選定委員会が行うヒアリングに関する事項

申請者へのヒアリングを行う予定です。受付期間満了後に、開催日時及び場所を申請者に別途通知します。

(6) 選定結果の通知

ア 通知年月日

選定結果は、令和7年11月中旬～下旬を目途に申請者全員に通知します。

指定管理者の候補者を選定した後、候補者と管理に係る細目事項等を定めるため、協議を行うこととなります。

イ 審査結果の公表

選定結果は、申請者の名称を得点とともに、広島県ホームページに公開します。

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和7年広島県議会12月定例会の議決を経て、指定管理者と指定された後、令和8年3月頃を目途に県と協定を締結します。

4 申請の際に提出する書類の内容

- (1) 指定管理者指定申請書【指定手続条例施行規則別記様式第1号】(様式1)
- (2) 事業計画書【指定手続条例施行規則第3条第1項】(様式2)
- (3) 添付書類【指定手続条例施行規則第3条第2項】

ア 定款、寄附行為その他これに準ずる書類

イ 法人等であることを証する書類

【書類の例】

区 分	法人等であることを証する書類
法人の場合	登記簿の謄本など (申請日の3か月以内に交付されたもの)
地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体の場合	地方自治法第260条の2第12項の証明書など
その他の非法人の場合	団体の規約、構成員名簿など 共同企業体の場合は、共同企業体協定書(様式7～9)

ウ 申請書を提出する日の属する前事業年度(令和6年度)の事業報告書及び前事業年度から3か年の計算書類等

※ 新たに設立される法人等については、申請書を提出する日の属する事業年度(令和7年度)に係るもののみで足りることとする。

エ 申請書を提出する日の属する事業年度(令和7年度)の事業計画書及び収支予算書

オ 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者(2の(2))に該当しないことを証明する書類

【書類の例】

- ・ 法律行為を行う能力の確認(非法人の場合)については、代表者の身分証明書など
- ・ その他の事由の確認については、代表者からの申立書(様式3)、県税の滞納(未納)がないことを証する書類など

カ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書(様式4)

キ 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類

※ 同種又は類似の施設の管理運営実績のない法人等の場合は、特に提出がなくても可とする。

【実績を証する書類の内容の例】

- a 同種又は類似の施設の名称、所在地、施設の内容、施設の規模(面積や建物の概要等)、施設の年間利用者数 等
- b 同種又は類似の施設の管理運営体制、管理運営業務の期間
- c 同種又は類似の施設の管理運営経費等が明確に分かる収支決算書等

ク 障害者の雇用状況を確認できる書類

【証する書類】

区 分	障害者の雇用状況を確認できる書類
障害者の雇用義務のある者	公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
障害者の雇用義務のない者	障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ① 本人の身体障害者手帳又は療育手帳等 ② 本人の健康保険証 等

ケ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条に規定する協定書及び同法第 89 条に規定する就業規則

(4) その他

提出する書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格 A 列 4 としてください。

5 審査基準等

指定管理者の選定は、指定手続条例第 3 条に定める次の基準に基づき、広島県指定管理者選定委員会広島県視聴覚障害者情報提供施設部会において、申請内容を総合的に審査し候補者を選定します。

審査基準		審 査 の 観 点	ウエイト
1 利用者の平等な利用の確保		※「利用者」とは、原則として、身体障害者手帳を有する視覚障害者とする。	確保されない場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮するものであること	① 利用者サービスの向上・確保	・開館日、利用時間などは、利用者のニーズに的確に応えたものか ・施設及び付属設備の利用について円滑に管理運営される見込みか ・利用者等からの要望や苦情等への的確な対応ができるか ・利用者の安全対策が取られているか（緊急時の避難体制等を含む。） ・個人情報の取扱いが適切に行える見込みか	20
	② 利用促進、新たなイベント提案	・利用状況等の目標設定は適当かつ現実的か ・利用促進策、利用者増への取組がなされているか ・広報活動等に係る内容（計画）は適当か ・施設の効用発揮のための魅力的な提案がなされているか ・県施策への協力等に係る考え方はどうか ・図書や利用手段のデジタル化等利便性の向上が図られているか	20
	③ 維持管理水準の妥当性	・施設の修繕や設備交換に関する取組がなされているか ・警備・清掃等は仕様書基準を満たしているか ・設備・機器等の保守点検は仕様書基準を満たしているか	10
3 管理を安定して行う人的及び物的能力があること（又は確保できる見込みがあること）	① 申請者の経営状況・信頼性	・職員の執行体制（安全管理・労災）が安定し、配置数は適正か ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率を達成しているか ・責任者常駐の有無等、責任体制は確保されているか ・有資格者、経験者の配置状況は適切か ・業務や安全管理等に対する職員研修等の充実度はどうか ・再委託を行う場合の内容及び委託先は適切か ・不測の事態への対応（保険等）はどうか ・財務状況は健全か ・労務管理における法令遵守がなされているか	15
	② 申請者の取組姿勢	・施設の目的・公共性の理解度はどうか ・地域や関係団体等との連携体制が取れるか ・事業計画やプレゼンにおける申請者の取組姿勢はどうか	15
4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること	① 申請提案額（金額評価）	$\frac{\text{最低提案金額}}{\text{申請者の提案金額}} \times 10$ （※小数第 1 位まで求める。小数第 2 位切り捨て） （指定管理期間の全体額（5 年間分を合算）） なお、申請者の提案額が管理費用基準額を上回る場合は失格	10
	② 申請提案額の実現性	・申請提案額と事業計画は整合しているか ・経費の効率化の方策の内容はどうか	10

点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するという施設の設置目的を実現するためには、利用者のニーズを捉えたサービスを提供することが重要と考えており、審査基準の「利

用者サービスの向上・確保」及び「利用促進、新たなイベント提案」を重点項目として、配点ウェイトを高く設定しています。

6 業務の範囲

- (1) 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例第3条に規定される業務に関すること。
- (2) 広島県立視覚障害者情報センターの維持及び修繕に関すること。
- (3) その他知事が定める業務

なお、詳細は「仕様書」による。

7 県が支払う委託料の額（管理費用基準額）に関する事項

指定期間中に県が支払う管理費用の額（5年分）は、194,215千円を上限とします。

なお、各年度の管理費用の額は、事業実施内容により増減があるため、各年度の予算の範囲内で、県と指定管理者の間で協議し、毎年度締結する「年度別協定」において定めます。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

9 協定に関する事項

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目的事項、県が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、指定管理者と協定を締結し、協定書を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「包括協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

- (1) 包括協定について

【協定に記載する事項】

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 県が支払うべき管理費用に関する基本的な事項
- ウ 情報公開に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告・業務点検に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ リスクの管理・責任分担に関する事項
- ク その他

- (2) 年度別協定について

年度別の事業内容及びこれに係る経費等については、年度別に定めることとし、毎年度協定を締結します。

【協定に記載する事項】

- ア 当該年度の業務内容に関すること
- イ 当該年度に県が支払うべき管理費用に関する事項
- ウ その他

10 その他

(1) 申請費用

申請に要する費用は申請者の負担とします。

(2) 著作権の帰属等

事業計画書の著作権は、申請者に帰属するものとする。ただし、県は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画等の内容が無償で使用できるものとします。

なお、提出された書類や資料は返却しません。

また、提出書類は、必要に応じて複写します。(使用は県庁内及び選定委員会の検討に限ります。)

(3) 申請の辞退

提出書類を提出した後に辞退するときには、指定管理者指定申請辞退届(様式10)を提出してください。

(4) 協定締結前の取扱い

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

ア 本要項2に規定する申請資格を満たさなくなったと認められるとき。

イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。

ウ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 業務遂行の準備

指定管理者の候補者は、自己の責任と負担において、令和8年4月1日から円滑に広島県立視覚障害者情報センターの管理運営に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えなければならない。

なお、施設の管理業務など事業の引継ぎが必要な場合は、候補者選定後、随時行うこととします。

(6) 不正の取扱い

提出書類に故意又は重過失による虚偽の記載があった場合、その他応募に当たり不正な行為があった場合は審査の対象から除外するものとし、失格とします。

(7) 責任分担

詳細は、協定において定めることとしますが、県の基本的な考え方は次表のとおりです。

ただし、次表で定める事項で疑義がある場合又は次表で定めのないリスクが生じた場合は県と指定管理者が協議の上責任分担を定めます。

項 目		指定管理者	県
1	施設、設備、備品の維持管理	○	
2	小規模な施設の修繕	○	
3	事故・火災等による施設及び施設備品の修繕	○	○
4	使用者の被災	○	○
5	大規模修繕		○
6	施設に係る各種保険加入等		○
7	区域内の行為の許可、施設の目的外使用許可		○
8	包括的管理責任		○

(8) 個人情報の保護に関する法律の適用

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律の適用を受け、施設の管理等事業を行うに当たって個人情報の取扱いに関しては、県同様の責務(個人情報の収集の制限、適正管理、利用及び提供の制限等)を負います。

(9) 情報公開条例の適用

指定管理者は、広島県情報公開条例の適用を受け、情報公開の努力義務を負う。

なお、指定管理者選定に係る提出書類は、選定者又は落選者の如何に関わらず、行政文書開示請求があった場合、広島県情報公開条例に基づき開示することがあります。

(10) 事業報告・業務報告・業務点検

県は、指定管理者に毎年度事業報告を求めるとともに、必要に応じて業務報告を求めることがあります。また、指定管理者は、ガイドラインに基づく業務点検を実施することとします。

(11) 事業の継続が困難となった場合の措置

県が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、県は指定の取消しをすることができるものとし、県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、(不可抗力等、県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、別途協議するものとする。)

指定管理者の指定取消し後、次点候補者を指定管理者候補者として協定締結の協議を行うことがあります。

(12) 協定書に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項が生じた場合については、県と指定管理者は誠意をもって協議するものとし、

11 添付資料

資料 1	広島県立視覚障害者情報センター管理運営業務仕様書
資料 2	施設の位置図・館内図
資料 3	備品一覧表
資料 4	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
資料 5	広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
資料 6	広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例
資料 7	広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則

12 様式等

様式 1	指定管理者指定申請書
様式 2	広島県立視覚障害者情報センター指定管理者事業計画書
様式 3	申立書
様式 4	誓約書
様式 5	現地説明会参加申込書
様式 6	広島県立視覚障害者情報センター指定管理者公募に関する質問票
様式 7	共同企業体協定書 (例)
様式 8	共同企業体構成員届出書
様式 9	委任状
様式 10	指定管理者指定申請辞退届

資料 1

広島県立視覚障害者情報センター管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、広島県立視覚障害者情報センター（以下「視覚障害者情報センター」という。）の指定管理者が行う業務の範囲、その他管理運営業務の内容及び実施方法について定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

視覚障害者情報センターの管理運営に当たっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 視覚障害者情報センターの設置目的に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- (4) 経費の節減に努めること。
- (5) 個人情報の適切な管理を行うこと。

3 施設の概要

- (1) 名 称 広島県立視覚障害者情報センター
- (2) 場 所 広島市東区戸坂千足二丁目 1 - 5
- (3) 施設規模
 - ア 建築構造 鉄筋コンクリート造り（地上 2 階）
 - イ 敷地面積 $1,800.02 \text{ m}^2$
 - ウ 延床面積 $1,058.50 \text{ m}^2$ （建築面積 787.78 m^2 ）

(4) 施設内容

1 階	展示コーナー、談話コーナー、閲覧コーナー、事務室、応接室、対面朗読室、発送室、点字作業室、機械室、キュービクル置場、倉庫、湯沸室、更衣室
2 階	会議室、ホール、湯沸会議準備室、テーブル作業室、録音室、調整室、倉庫、バルコニー
共 通	エレベーター、リフト、スロープ、書庫、トイレ、倉庫

4 開館時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間を変更することができる。

5 休館日

- (1) 土曜日及び休日
- (2) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (3) 毎月月末。ただし、この日が第 1 号又は第 2 号に規定する休館日に当たるときは、その翌日。
- (4) その他知事が必要と認めた日

6 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとする。

7 法令等の遵守

地方自治法、広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例、個人情報保護に関する法律、広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則その他関係法令等を遵守すること。

8 指定管理者に行わせる業務等の範囲

- (1) 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例第3条等に規定される事業の実施に関すること。

ア 点字刊行物等の作成、貸出し、閲覧
イ 点訳・朗読奉仕員等の育成指導（研修）等
ウ 図書の奨励及び図書に関する相談
エ 録音図書のデジタル化の推進
オ 対面朗読、点字指導（個別指導）等
カ プライベートサービス（個人・団体等への点訳、音訳等のサービス）
キ 利用者の意見の管理運営への反映
ク 公立図書館等との連携
ケ その他視覚障害者への情報提供等に関して必要な業務

- (2) 視覚障害者情報センターの維持及び修繕に関すること。

ア 電気設備、空調設備、昇降機、ホットライン、防火防排煙設備、エレベーター等の保守点検
イ 日常的な清掃、設備等の管理
ウ 小規模な修繕
エ その他

9 職員配置・研修等

- (1) 管理を行う職員（施設長）は、司書として3年以上勤務した者、社会福祉事業に5年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められた者とする。
(2) 視覚障害者情報センターの管理に支障のない勤務体制とすること。
(3) 職員には施設の管理・運営に必要な接遇や経理事務の研修を実施すること。
(4) 視覚障害者情報センターの管理を行う職員又は指定管理者となる団体の管理監督者の中から防火管理者として防火管理者の資格を有する者を選任すること。
(5) 個人情報等の保護については、職員に周知・徹底を図ること。
(6) 勤務条件については、労働関係法令を遵守すること。

10 防犯・防災対策等

- (1) 視覚障害者情報センター内での事故発生の防止に努めること。
(2) 緊急時の対応（防犯・防災）に備え、マニュアルを作成するなどし、職員が円滑に対応できるよう指導すること。

11 物品の管理

指定管理者は、広島県の所有に属する物品については、「広島県物品管理規則」に基づいて管理すること。

なお、現に有する視覚障害者情報センターの備品については、資料3のとおり。

12 行政財産の目的外使用

指定管理者は視覚障害者情報センターの土地、建物、その他の設備及び備品を目的以外に使用することはできない。

13 委託の禁止

指定管理者は、管理業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、清掃などの施設・設備管理業務を個別に第三者に委託することはできる。

14 報告・調査・指示への対応

- (1) 指定管理者は、県から求められたときは、指定管理者の業務又は経理等の状況に関し報告すること。
- (2) 指定管理者は、県から求められたときは、施設、物品、各種帳簿等の実地調査を受けなければならない。
- (3) 指定管理者は、県から指定管理者の業務又は経理について指示を受けたときは、それに従わなければならない。

15 指定の取消し

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、指定期間中であっても、指定管理者としての指定の取消し、管理業務の全部又は一部の停止を受けることがある。

- (1) 上記「14 報告・調査・指示への対応」に従わないとき。
- (2) 県が当該指定管理者により管理を継続することが適当でないと認めたとき。

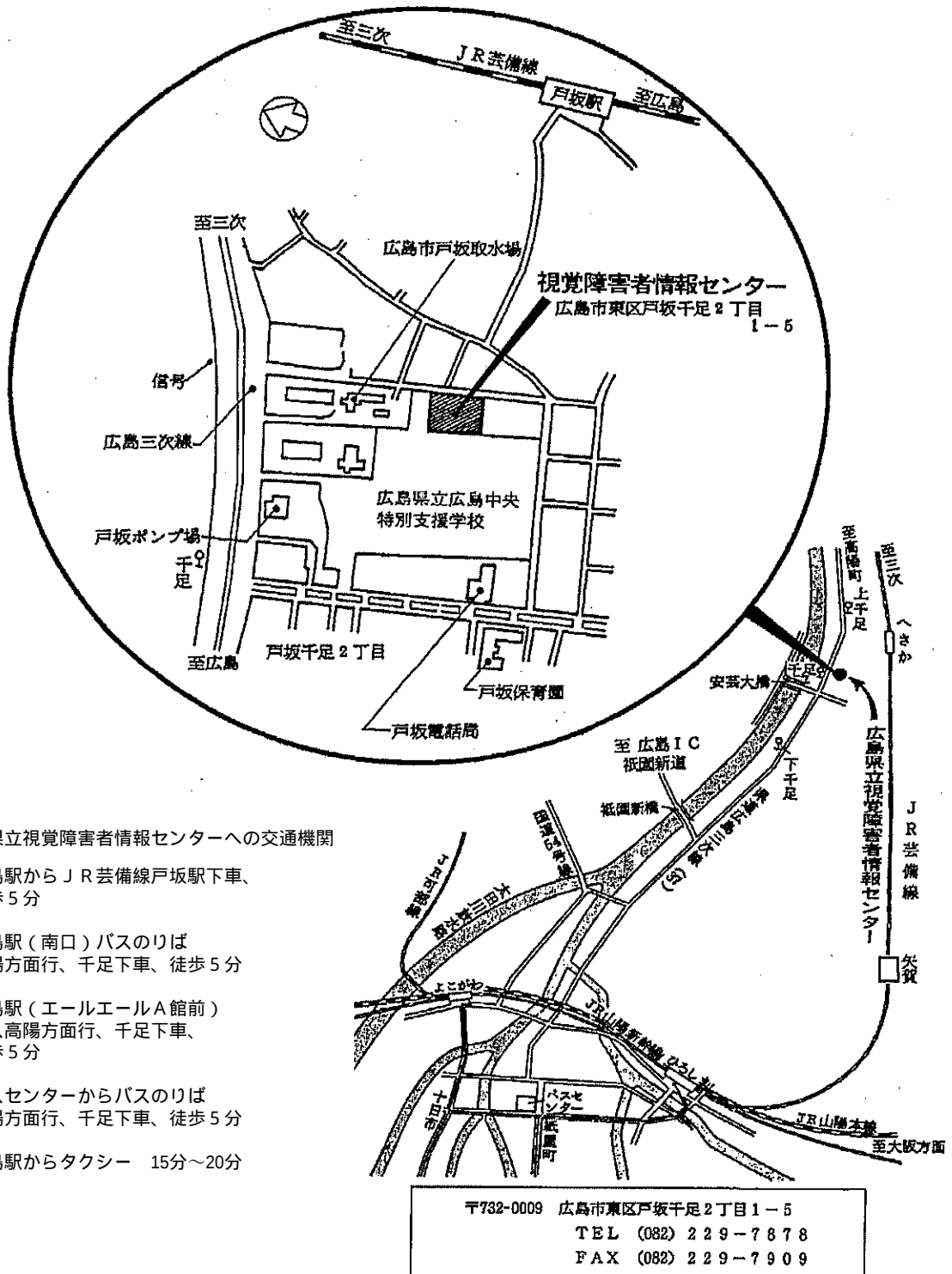
16 業務の実施上の注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理を行い、特定の団体等に有利あるいは不利になることがないようにすること。
- (2) 障害を理由として障害者でない者と不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することがないようにすること。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第1項)
- (3) 障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が加重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第8条第2項)
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定・要綱等を作成する場合は、県と事前に協議すること。

17 その他

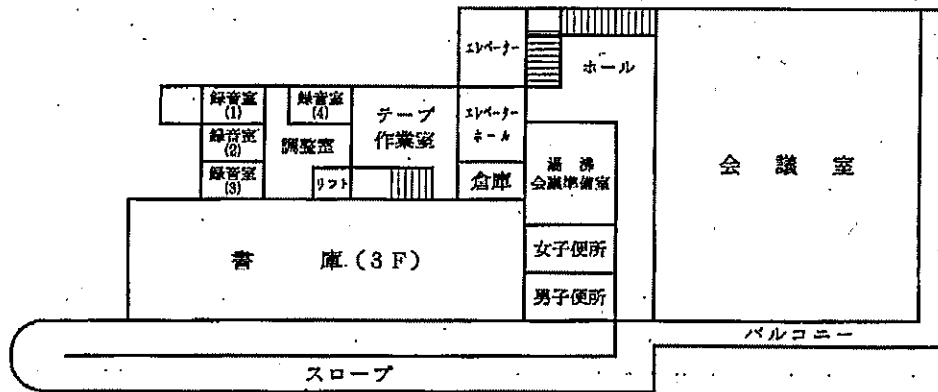
- (1) 新興感染症発生・まん延時等による影響等に伴い、この仕様書の規定によることが困難となった場合の取扱いについては、県と指定管理者で協議することとする。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、指定管理者と県でその都度協議することとする。

施設 の 位置 図

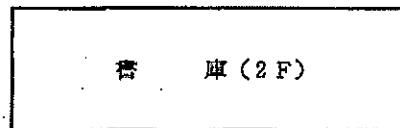


施設の館内図

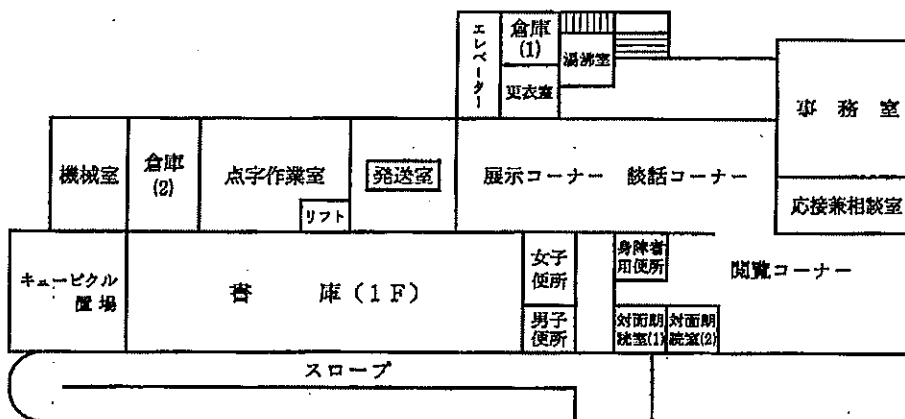
二
階



書
庫



一
階



資料 3

備 品 一 覧 表

広島県立視覚障害者情報センター

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	取得年月日	区 分 (備 品)					備考
							大	中	小	コード	番 号	
【昭和63年度】												
図書 (日本大百科全書)	小学館全25巻	1	組	159,900	159,900	S63.8.12	1	9	0	ト0101	9514234	
図書 (日本国語大辞典)	小学館全20巻	1	組	139,400	139,400	S63.8.12	1	9	0	ト0101	9514235	
図書 (大漢和辞典)	大修館書店全13巻	1	組	181,200	181,200	S63.8.12	1	9	0	ト0101	9514231	
図書(人物レファレンス事典)	日外アソシエーツ	1	冊	160,700	160,700	S63.8.12	1	9	0	ト0101	9514232	
図書 (大日本地名辞典)	富山房 全8巻	1	組	104,960	104,960	S63.8.17	1	9	0	ト0101	9514239	
印刷機	電動式点字印刷機 小林鉄工所PM-20	1	台	992,000	992,000	元3.15	1	3	0	イ0201	9500025	
【平成3年度】												
カセットプリンター	ソニー CCP-1310F	1	台	283,250	283,250	H4.3.30	1	5	2	ン0101	0310142	
【平成4年度】												
カセットプリンター	ソニー CCP-1410F	2	台	283,250	566,500	H4.12.28	1	5	2	ン0101	0310143～ 0310144	
カセットプリンター	ソニー CCP-1310F	2	台	283,250	566,500	H4.12.28	1	5	2	ン0101	0310145～ 0310146	
フロッピーディスク キャビネット	プラスMF	1	本	119,995	119,995	H5.3.30	1	1	3	ン0101	0309391	
【平成7年度】												
パソコン用 点字プリンター	ジェイティアル ESA-721	1	台	999,100	999,100	H8.1.30	1	1	7	ハ0502	0309400	
【平成8年度】												
裁断機	デュプロ(株)V-555	1	台	478,950	478,950	H8.5.16	1	1	7	サ0101	9601895	
【平成9年度】												
案内板	進入路案内板 (0.5m×1.8m)	1	枚	194,250	194,250	H10.2.10	1	1	0	ア0501	0309405	
書架	コクヨ 直立単式文庫本架2連	1	個	183,750	183,750	H10.3.31	1	1	0	シ1301	0309408	
【平成10年度】												
パソコン用 点字プリンター	インデックス社 ブレイルエベレスト	1	台	661,500	661,500	H11.3.31	1	1	7	ハ0502	0309423	
【平成11年度】												
普通貨物自動車	マツダ' ボンゴ'フレンド'イ2000RSV広島500と6034	1	台	1,910,325	1,910,325	H12.1.9	1	8	2	カ0102	9920847	
ラベル貼付機	KGS BL-100	1	台	155,400	155,400	H12.3.17	1	1	7	ヲ0301	0309432	
【平成12年度】												
複写機	ピアフ(英国製)	1	台	199,500	199,500	H13.3.30	1	1	7	ヲ0101	0309442	
【平成13年度】												
投影機	液晶プロジェクター エプソン ELP-50	1	台	185,850	185,850	H14.3.19	1	4	1	ト0601	0201848	
点字ディスプレイ	ALVA 544JPサテライト	1	台	617,500	617,500	H14.3.29	1	1	7	ハ0509	0202211	
カセットプリンタ	ソニー CCP-1310F	1	台	262,000	262,000	H14.3.29	1	1	7	ヲ0201	0203370	
シュレッター	コクヨ MS-R2310MAT	1	台	175,402	175,402	H14.3.29	1	1	7	サ0102	0309448	
ブレイルメモ	KGS BM16	1	台	204,750	204,750	H14.3.29	1	1	7	ン0101	0309449	
【平成14年度】												

資料 3

備 品 一 覧 表

広島県立視覚障害者情報センター

品 名	規 格	数 量	単 位	単 価 円	金 額 円	取得年月日	区 分 (備 品)					備 考
							大	中	小	コード	番 号	
録音機	カセットプリンターSONY CCP-1310F	1	台	273,000	273,000	H15.3.12	1	5	2	ロ0201	0210345	
製版器	DT型 全自動点字製版機プレール・シヤトル	1	個	6,483,750	6,483,750	H15.3.25	1	1	7	セ0401	0300372	
パソコン用ソフト	入力編集及びピントコントロールソフト(SDT)	1	個	168,000	168,000	H15.3.25	1	1	7	ハ0503	0300373	
【平成15年度】												
光学文字読取装置	スピーチオ 株廣済堂製	1	台	115,000	115,000	H16.3.12	1	1	7	コ0201	0309724	
【平成18年度】												
その他文房機器	パソコンIBMオーディオプレーヤーONKYOマイク編集ソフト	3	台	183,750	551,250	H19.3.29	1	1	7	ノ0101	0700037 0700038 0700040	
【平成22年度】												
その他の電気通信機器	デュプリケータ DSR-7600DP-10	1	台	472,500	472,500	H23.3.29	1	5	2	ノ0101	1101418	
【平成28年度】												
投影機	液晶プロジェクター エプソン EB-1940W	1	台	154,440	154,440	H28.11.25	1	4	1	ト0601	1601083	
【令和2年度】												
パーソナルコンピューター	NEC PC-VKT16XBGHBT6SFWZY	16	台	140,000	2,240,000	R2.6.29	1	1	7	ハ0501	2000586～ 2000601	
パーソナルコンピューター	NEC PC-VKL21XBGHBT6SDWZY	5	台	130,000	650,000	R2.6.29	1	1	7	ハ0501	2000608～ 2000612	

資料 4

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

平成十六年六月二十五日条例第二十八号

改正

平成一九年 三月一五日条例第二一号

平成二六年 三月二六日条例第一六号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例をここに公布する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、県の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 法人その他の団体であつて指定管理者の指定を受けようとするものは、規則（教育委員会規則を含む。以下同じ。）で定めるところにより、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）に申請しなければならない。

一 指定管理者の指定を受けようとする公の施設に係る規則で定める事項を記載した事業計画書（次条において「事業計画書」という。）

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第三条 知事等は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る公の施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画書の内容が、当該公の施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。

二 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

三 事業計画書の内容が、当該公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

四 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体が、事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う人的及び物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

2 知事等は、前項の規定により選定しようとするときは、あらかじめ、広島県指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第四条 指定管理者は、毎年度終了後及び前条の規定による指定を受けた期間の満了後（前条の規定による指定を受けた期間が一年以内であつた場合においては、当該指定を受けた期間の満了後）六十日以内に、その管理する公の施設（以下「指定管理施設」という。）に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第六条第一項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日から起算して三十日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

一 指定管理施設の管理業務の実施状況及び利用者の利用状況

- 二 指定管理施設の利用に係る料金の収入実績
- 三 指定管理施設の管理に係る経費の収支状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項
(業務報告の聴取等)

第五条 知事等は、指定管理施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
(指定の取消し等)

第六条 知事等は、指定管理者が第四条の規定に従わないとき、第五条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による指定管理施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損失が生じて、県は、その補償の責めを負わない。
(原状回復義務等)

第七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、知事等の承認を得た場合を除き、その管理をしなくなった指定管理施設及びその設備を直ちに原状に回復しなければならない。

第八条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の施設若しくはその設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにこれを原状に回復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事等が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。
(広島県指定管理者選定委員会)

第九条 知事等の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、附属機関として、広島県指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 一 指定管理者の候補者の選定に係る審査の項目及び方法に関する事項
 - 二 第二条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体から提出された申請書及び同条各号に掲げる書面の審査に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に必要な事項
- 2 選定委員会は、広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第二条の規定により置かれる局及び教育委員会を単位とすることを基本として設置する部会で構成する。
 - 3 委員は、公の施設の管理に関し優れた識見を有する者のうちから、知事等が任命する。
 - 4 委員の任期は、任命の日から第三条第一項の規定による指定管理者の指定の日までとする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事等が定める。
(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(公営企業の管理者の管理する公の施設への適用)

第十一条 この条例を公営企業の管理者の管理する公の施設に適用する場合においては、第二条か

ら第九条までの規定中「知事等」とあるのは「公営企業の管理者」と、第二条中「規則（教育委員会規則を含む。以下同じ。）」とあるのは「企業管理規程」と、第四条及び前条中「規則」とあるのは「企業管理規程」と、第九条第一項中「附属機関として」とあるのは「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十四条の規定により」と、同条第二項中「広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第二条の規定により置かれる局及び教育委員会」とあるのは「公営企業の管理者の管理する公の施設」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月一五日条例第二一号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年三月二六日条例第一六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成十六年六月二十五日規則第四十七号

改正

平成一七年 七月二五日規則第七四号

平成一七年一二月二二日規則第九一号

平成一八年 四月二一日規則第四七号

平成一九年 四月 一日規則第四九号

平成一九年 六月一四日規則第七〇号

平成一九年一二月二〇日規則第九七号

平成二二年 六月二八日規則第五三号

令和 元年 七月 四日規則第三二号

令和 三年 七月三〇日規則第七八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則をここに公布する。

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(募集)

第二条 知事は、指定管理者の指定を行うときは、あらかじめ、公の施設ごとに、指定管理者の指定を受けるために必要な資格、申請の期間その他申請に必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、法人その他の団体であって指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）を、前項に定める事項を明示して、公募するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、公の施設の性質若しくは目的又は整備の手法に照らして、公募しない公の施設を別に定めることができる。

4 公募に関し必要な事項は、この規則で定めるもののほか、知事が定める。

(申請書等の提出)

第三条 条例第二条の規定による申請は、指定管理者の指定を行う公の施設（以下「指定予定施設」という。）ごとに知事が定める申請の期間内に、別記様式第一号による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した事業計画書及び次項各号に定める書面を添付して行わなければならない。

一 指定予定施設の管理及び運営に関する基本方針

- 二 指定管理者として指定を受けようとする期間（以下「指定予定期間」という。）内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務の実施計画
- 三 指定予定期間内の年度ごとの指定予定施設の管理及び運営に関する業務に係る収支計画
- 四 指定予定施設の管理及び運営に関する組織体制
- 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める事項

2 条例第二条第二号の規則で定める書面は、次の各号に掲げる書面とする。

- 一 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 二 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 三 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- 四 申請書を提出する日の属する事業年度の申請者に関する事業計画書及び収支予算書
- 五 前各号に定めるもののほか、指定予定施設ごとに知事が必要と認める書類
(審査及び選定)

第四条 知事は、条例第三条の定めるところにより申請の内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定するため、指定予定施設ごとに同条各号の基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

2 知事は、条例第三条各号に定める基準及び前項の審査の項目により審査を行い、指定管理者の候補者を選定するものとする。

3 その他申請の内容の審査及び指定管理者の候補者の選定に必要な事項は、知事が定める。
(指定の告示等)

第五条 知事は、条例第三条の規定により指定管理者を指定したとき又は条例第六条第一項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者を変更したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第二号により知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の届出があった場合には、その旨を告示するものとする。
(事業報告書の作成及び提出)

第六条 条例第四条の事業報告書の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 条例第四条第四号に定める指定管理施設の管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 指定管理施設の管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容

二 その他指定管理施設ごとに知事が定める事項

(その他)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会に対する事務委任規則の一部改正)

- 2 教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管理」の下に「、指定管理者の指定」を加える。

附 則（平成一七年七月二五日規則第七四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一二月二二日規則第九一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二一日規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年四月一日規則第四九号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月一四日規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一二月二〇日規則第九七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年六月二八日規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年七月三〇日規則第七八号）

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

※様式省略

広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例

昭和三十九年三月三十一日条例第四十四号

改正

昭和四〇年 三月二六日条例第三一号
昭和四三年 六月一二日条例第三二号
昭和四四年 六月三〇日条例第三七号
昭和四五年 三月二三日条例第一六号
昭和五五年 三月二八日条例第四号
昭和六三年 七月 八日条例第二二号
平成 二年 三月二六日条例第一七号
平成一二年 七月 六日条例第三二号
平成一五年 三月一四日条例第一六号
平成一六年 六月二五日条例第三〇号
平成二二年 三月二三日条例第一三号
令和 三年 三月二二日条例第三号

〔広島県立点字図書館設置及び管理条例〕をここに公布する。

広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例

(設置)

第一条 無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するため、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十四条に規定する視覚障害者のための情報提供施設として、広島県立視覚障害者情報センター（以下「視覚障害者情報センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 視覚障害者情報センターの位置は、広島市東区戸坂千足二丁目とする。

(業務)

第三条 視覚障害者情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（以下「点字刊行物等」という。）の貸出し及び閲覧に関すること。
- 二 点訳・朗読奉仕員等の育成指導に関すること。
- 三 図書の奨励及び相談に関すること。
- 四 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 五 その他視覚障害者への情報提供等に関して必要な業務を行うこと。

(指定管理者による管理)

第四条 視覚障害者情報センターの管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条各号に掲げる業務を行うこと。
- 二 視覚障害者情報センターの維持及び修繕に関すること。
- 三 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(利用時間)

第五条 視覚障害者情報センターの利用時間は、午前九時から午後五時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第六条 視覚障害者情報センターの休館日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
 - 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日
 - 四 毎月末日。ただし、この日が第一号又は第二号に規定する休館日に当たるときは、その翌日
- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前項の休館日以外の日において視覚障害者情報センターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日において視覚障害者情報センターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(利用方法)

第七条 点字刊行物等の利用方法は、視覚障害者情報センター内における利用（以下「館内利用」という。）及び貸出しを受けた点字刊行物等の視覚障害者情報センター外における利用（以下「館外貸出利用」という。）の二種とする。

(館内利用)

第八条 館内利用をしようとする者は、入館の際必要事項を申し出て、点字刊行物等を借り受け、所定の閲覧室において利用しなければならない。

(館外貸出利用)

第九条 館外貸出利用をしようとする者は、知事が別に定める手続を経なければならない。

- 2 貸出を受けた点字刊行物等は、他人に転貸してはならない。

(損害賠償義務)

第十条 視覚障害者情報センターの施設、設備又は点字刊行物等をき損し、又は汚損した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第十一条 知事は、指定管理者の指定を受ける者がいないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、視覚障害者情報センターの管理を行うものとする。

(委任規定)

第十二条 この条例に定めるもののほか、視覚障害者情報センターの内部組織その他管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に広島県行政組織規程（昭和二十五年広島県規則第三号）第三十三条の規定により設置されている広島県立点字図書館（以下「従前の点字図書館」という。）は、この条例による点字図書館となり、同一性をもつて存続するものとする。

- 3 この条例施行の際現に従前の点字図書館の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて、この条例による点字図書館の職員となるものとする。

附 則（昭和四〇年三月二六日条例第三一号）

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一二日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年六月三〇日条例第三七号）

この条例は、昭和四十四年七月十五日から施行する。

附 則（昭和四五年三月二三日条例第一六号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和五五年三月二八日条例第四号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年七月八日条例第二二号）

この条例は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附 則（平成二年三月二六日条例第一七号）

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年七月六日条例第三二号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月一四日条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年六月二五日条例第三〇号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十一号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から起算して三年を超えない範囲内において、各規定につき規則で定める。（平成一七年三月規則第一三号で、同一七年四月一日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の各規定の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）中相当する規定があるものは、それぞれこれらの相当する規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の各規定の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定により利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年三月二三日条例第一三号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二二日条例第三号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

○広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則

昭和三十七年五月十一日規則第四十一号

改正

平成 二年 四月 一日規則第三二号
平成 七年 八月 三十一日規則第七二号
平成一六年一二月二八日規則第七六号
平成二二年 四月 一日規則第三七号
平成二八年一二月二二日規則第六〇号
令和 元年 七月 四日規則第三二号
令和 二年 四月三〇日規則第五一号

〔広島県立点字図書館管理運営規則〕をここに公布する。

広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県立視覚障害者情報センター（以下「視覚障害者情報センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間等の周知)

第二条 指定管理者は、広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第四十四号。以下「条例」という。）第五条第二項又は第六条第二項の規定により、視覚障害者情報センターの利用時間を変更し、又は視覚障害者情報センターの全部若しくは一部を臨時に休館若しくは開館する場合は、あらかじめ、その旨を視覚障害者情報センターに掲示する等周知のために必要な措置を講じなければならない。

(館内利用)

第三条 視覚障害者情報センター内において点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（以下「点字刊行物等」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）が同時に借り受けることができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 利用者は、借り受けた点字刊行物等を退館の際返納しなければならない。

(貸出利用者の登録)

第四条 貸出しを受けた点字刊行物等の視覚障害者情報センター外における利用（以下「館外貸出利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ、別記様式による館外利用者登録カードに必要な事項を記入して指定管理者に提出し、館外貸出利用者の登録を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の登録を受けた者が条例又はこの規則に違反したときは、登録を取り消すものとする。

(館外貸出利用)

第五条 館外貸出利用をしようとする者は、視覚障害者情報センターにおいて直接指定管理者に申し出なければならない。ただし、遠かくの地にある者又は指定管理者がやむを得ない事情があると認めた者については、この限りでない。

2 館外貸出利用ができる点字刊行物等の数は、同一人につき五部以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 点字刊行物等の貸出期間は、貸し出した日から十五日以内とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 貸出期間が満了したときは、直ちに点字刊行物等を返納しなければならない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、視覚障害者情報センターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年四月一日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年八月三十一日規則第七二号）

この規則は、平成七年九月二日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日規則第七六号抄）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から三まで 略

四 第四条の規定 改正条例第五条の規定の施行の日（施行の日＝平成一七年四月一日）

附 則（平成二二年四月一日規則第三七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二二日規則第六〇号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則第五条第二項の規定は、平成二十九年四月一日前に館外貸出利用を開始し、返納していない点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（貸出期間が満了していないものに限る。）がある者が同日以後に館外貸出利用をしようとする場合についても適用する。

附 則（令和元年七月四日規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年四月三〇日規則第五一号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県立視覚障害者情報センター管理運営規則第五条第二項の規定は、この規則の施行の日前に館外貸出利用を開始し、返納していない点字刊行物又は視覚障害者用の録音物（貸出期間が満了していないものに限る。）がある者が同日以後に館外貸出利用をしようとする場合についても適用する。

別記様式（第4条関係）

登録番号	館外利用者登録カード 広島県立視覚障害者情報センター		
ふりがな			生年月日
氏 名			年 月 日
			登録日 年 月 日
所有機種	パソコン テープレコーダー(一般 半減速) プレストーク その他()		
郵便番号	住 所	電 話 番 号	
	自宅		
	職場		
点 字	読める・読めない	備 考	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列7とする。

様式 1

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

郵便番号
主たる事務所
の所在地
申請者 名 称
代表者氏名
電話番号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、次のとおり広島県立視覚障害者情報センターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずる書類
- 3 法人にあっては、登記簿謄本
- 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度の申請者に関する事業報告書及び前事業年度から3か年の計算書類等
- 5 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 6 法人等又はその代表者が申請資格を持たない者に該当しないことを証する書類
- 7 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る宣誓書
- 8 指定を受けようとする公の施設と同種又は類似の施設の管理運営実績を証する書類
- 9 障害者の雇用状況を確認できる書類
- 10 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する協定書及び同法第89条に規定する就業規則

※共同企業体が申請する場合は次（11～13）の書類

- 11 共同企業体協定書
- 12 共同企業体構成員届出書
- 13 委任状

注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とすること。

広島県立視覚障害者情報センター指定管理者事業計画書

1 団体の概要

団 体 名			
代 表 者 名		設立年月日	
団体所在地			
電 話 番 号		ファクシミリ番号	
電子メール			
【視覚障害者事業に関するこれまでの実績】			
【現在運営している主な施設】			
現在運営している施設名	所	在	地
			運営開始年月日

2 施設の管理運営に関する基本方針

項 目		内 容
1	基本方針と達成目標	(仕様書 2 (1) 関連)
2	経営の方針	(仕様書 2 (3) (4) 関連)
3	利用者の意見の反映について	(仕様書 2 (2) 関連)
4	個人情報の保護措置について	(仕様書 2 (5) 関連)
5	緊急時の対策について	(仕様書 10 関連)
6	その他特記すべき事項	

※仕様書：資料 1 「広島県立視覚障害者情報センター管理運営業務仕様書」

3 業務実施計画（各年度毎に作成） 【令和 年度】

(1) 達成目標

(2) 業務実施計画

項 目		内 容
1	点字刊行物等の作成、貸出し及び閲覧等	(利便性の向上の工夫など)
2	点訳・朗読奉仕作業等の育成指導	(点訳・朗読ボランティアの養成の取組みなど)
3	図書の奨励及び図書に関する相談等	(対面朗読・プライベートサービスなどのニーズへの対応など)
4	関係行政機関、公立図書館等及び関係団体との連携	(市町、教育機関等の関係団体や公立図書館との連携など)
5	録音図書のデジタル化の推進	(デイジー図書の推進など)
6	利用促進のための方法	(広報の目標・手段、広報・普及啓発に関する考え、利用手続のデジタル化等利便性向上に向けた取組・目標など)
7	施設・設備の維持管理、修繕	(利用制限に関する事項、施設の修繕（小規模）の対応など)
8	その他	(苦情処理、利用者への安全対策、利用者の意見の管理運営への反映、再委託を行う場合はその内容など)

4 組織体制等

職 員 配 置 人 数	職員配置人数 _____人	内訳 常 勤 _____人 非常勤 _____人												
職 員 配 置 計 画 等	○指揮命令系統が分かる組織図、事務分掌、雇用形態（常勤・非常勤の別、選任・兼任の別）及び勤務体制（勤務時間等）について記載してください。 【参考】 （国庫補助基準上の職員配置基準） <table> <tr> <td>施設長</td> <td>1 人</td> <td>司 書</td> <td>1 人以上</td> </tr> <tr> <td>点字指導員</td> <td>1 人以上</td> <td>貸出閲覧員</td> <td>1 人以上</td> </tr> <tr> <td>校正員</td> <td>1 人以上</td> <td>その他必要な職員</td> <td></td> </tr> </table> ○職員研修計画等人材育成の具体的方法等 ○点訳・音訳の能力（指導を含む。）を有する者の確保について ○デジタル録音図書編集を行うことのできる技能者、点字製版機等の特殊備品を活用できる技能者の確保について		施設長	1 人	司 書	1 人以上	点字指導員	1 人以上	貸出閲覧員	1 人以上	校正員	1 人以上	その他必要な職員	
施設長	1 人	司 書	1 人以上											
点字指導員	1 人以上	貸出閲覧員	1 人以上											
校正員	1 人以上	その他必要な職員												
防 火 管 理 者	氏名 _____ 資格の区分：消防法施行令第3条第1項第1号 イ ロ ハ ニ に該当 ※該当する項目に○印をし、それを証する書類（写し）を添付してください。													
司 書 資 格 の 有 ・ 無	有 ・ 無	○ 該当する項目に○印をしてください。 ○ 「有」の場合は、それを証する書類（写し）を添付してください。 ○ 「無」の場合は、「専門的業務に関し、相当の学識経験を有する者」である旨の書類（申立書等）を添付してください。												

5 管理に係る収支計画書

(1) 収 入

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	備 考
委託料							
その他							
()							
()							
合 計							

(2) 支 出

(単位：千円)

項 目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	合 計	備 考
人件費							
管理業務費							
運營業務費							
()							
()							
()							
その他							
()							
()							
()							
()							
()							
合 計							

申 立 書

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
主たる事務所の所在地
申請者 名 称 印
代表者氏名
電話番号

広島県立視覚障害者情報センター指定管理者募集要項「2 申請資格（2）」について、次の事項については、記載した事実と相違ありません。

- ☐ 「法律行為を行う能力を有しない者」に該当しません。
- ☐ 「破産者で復権を得ない者」に該当しません。
- ☐ 「地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本県における一般競争入札等の参加を制限されている者」に該当しません。
- ☐ 「物品の調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る氏名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本県において氏名除外措置を受けている者」に該当しません。
- ☐ 「地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 5 年を経過しない者」に該当しません。
- ☐ 「本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者」に該当しません。
- ☐ 「広島県税、消費税及び地方消費税を滞納した者」に該当しません。
- ☐ 「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体」に該当しません。

※ 該当する項目にレ点を記入してください。

誓 約 書

私は下記の事項について誓約します。

記

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、県が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

広島県が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

3 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

- ・上記 1、2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。
- ・過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

令和 年 月 日

広島県知事様

住 所
(ふりがな)
氏 名

法人、個人にあつては
事務所所在地、名称及
び代表者の氏名

広島県健康福祉局障害者支援課計画・県立施設グループ 宛
(ファクシミリ : 082-223-3611)
(電子メール : fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp)

令和 年 月 日

現地説明会参加申込書

1 団 体 名			
2 参加希望者名 (※2名まで)	①	職・氏名	
	②	職・氏名	
3 所属・担当者名			
4 電 話 番 号			
5 ファクシミリ番号			
6 電子メールアドレス			

※申込期限：令和7年8月1日（金）

様式6

広島県健康福祉局障害者支援課計画・県立施設グループ 宛
(ファクシミリ：082-223-3611)

令和 年 月 日

広島県立視覚障害者情報センター指定管理者公募に関する質問票

質 問 項 目	具 体 的 な 内 容

団 体 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	

様式 7

共同企業体協定書（例）

（目的）

第1条 当共同企業体は、広島県立視覚障害者情報センター（以下「視覚障害者情報センター」という。）の管理を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和____年____月____日に成立し、視覚障害者情報センターを管理する指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 視覚障害者情報センターの指定管理者となることができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 _____
名 称 _____

所在地 _____
名 称 _____

所在地 _____
名 称 _____

（代表者の名称）

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、視覚障害者情報センターの管理に関し、企業体を代表して広島県と折衝する権限並びに自己の名義をもって管理費用等の請求及び受領する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第8条 各構成員は、視覚障害者情報センターの管理に関し、連帯して責任を負うものとする。

（構成員の出資の割合）

第9条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、視覚障害者情報センターの管理業務内容に変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

団体名	_____	_____%
団体名	_____	_____%
団体名	_____	_____%

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 本協定に基づく権利義務は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、他人に譲渡することはできない。

(共同事業体締結後における構成員の脱退に対する措置)

第11条 構成員は、広島県及び他の構成員の承認がなければ、企業体が視覚障害者情報センターを管理する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち前項の規定により脱退した者がある場合において、広島県の承認があるときは残存構成員が視覚障害者情報センターを管理するものとする。

3 前項の規定により指定管理者は、残存構成員による共同企業体とし、この協定書の関係規定を適用する。

(共同企業体締結後における構成員の破産又は解散に対する処置等)

第12条 構成員のうちいずれかが共同企業体締結後において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第3項までの規定を準用する。

2 構成員のうちいずれかが企業体の業務執行に当たり重要な義務の不履行又は不正な行為を行った場合において、当該構成員以外の構成員から要求があり、かつ広島県の承認があったときは、当該構成員は企業体から脱退しなければならない。

(構成員の加入)

第13条 前2条の規定による構成員の脱退、破産又は解散により構成員が欠けた場合において、広島県の承認があるときは、新たな構成員を加入させることができる。

(解散後の瑕疵担保責任)

第14条 企業体が解散した後においても、視覚障害者情報センターの管理につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第15条 この協定書に定めない事項においては、各構成員が協議して定めるものとする。

共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名押印し各自所持するとともに1通を広島県に提出するものとする。

令和 年 月 日

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

名 称 _____
代表者氏名 _____ ⑩

名 称 _____
代表者氏名 _____ ⑩

名称 _____
代表者氏名 _____ ⑩

共同企業体構成員届出書

令和 年 月 日

広島県知事様

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

代表者	所在地	_____	⑩
	名称	_____	
	代表者氏名	_____	

構成員	所在地	_____	⑩
	名称	_____	
	代表者氏名	_____	

構成員	所在地	_____	⑩
	名称	_____	
	代表者氏名	_____	

委 任 状

共同企業体の名称 _____ 共同企業体

受任者

共同企業体代表者 所在地 _____
 名称 _____
 代表者氏名 _____

印

私は、上記の共同企業体代表者を代理人と定め、当該共同企業体と広島県との間における次の事項に関する権限を委任します。

1 委任事項

- (1) 管理に関する基本協定及び年度別協定の締結の件
- (2) 管理費用等の請求及び受領に関する件
- (3) 管理費用等の返還に関する件
- (4) 復代理人選任に関する件
- (5) その他協定履行に関する件

2 委任期間

令和____年____月____日から広島県立視覚障害者情報センターを管理する指定期間の満了後3か月を経過する日まで

委任者

共同企業体構成員	所在地	_____
	名称	_____
	代表者氏名	_____

印

所在地 _____
 名称 _____
 代表者氏名 _____

印

指定管理者指定申請辞退届

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
申請者	名称	
	代表者氏名	印
	電話番号	

広島県の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、広島県立視覚障害者情報センターにおける指定管理者の指定を受けるため令和 年 月 日に申請書を提出しましたが、以下の理由により辞退したいので届け出ます。

申請辞退理由：